

☆進路だよりは今すぐすべて目を通すとともに、必ず保護者の方に見てもらいましょう。

進路だより

2019年5月10日(金)
貝塚市立第二中学校
NO5

奨学金について

奨学金とは・・・さまざまな理由で経済的に進学が困難な生徒に対し、保護者の収入に応じて進学のための資金を貸与、または給付する制度。

大阪府をはじめ、さまざまな団体が行っています。奨学金は、無利子、あるいは低利子で生徒の就学を助ける、貴重な制度であると同時に、返済が必要な「借金」であることに変わりはありません。

債務を負うのは生徒本人であり、社会人になると同時に債務者となります。大学進学時に利用した場合は特に高額になるので、返済に困って破産に至る例もあります。この点を考慮したうえで利用して下さい。



1、交通遺児育英会奨学生予約募集

応募資格 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害(別途規定があります。)のために働けないため、教育費の支出が困難な家庭の生徒。

(＊学力基準はありませんが、収入基準が別途あります。)

奨学金 月額2万円、3万円、4万円から選択する

入学一時金 20万円、40万円、60万円から選択する

締切 第一次予約募集 令和元年5月1日～8月31日

(校内締切7月19日金曜日)

第二次予約募集 令和元年9月1日～令和2年1月31日

(校内締切1月8日水曜日)

☆詳しいことを知りたい人や申し込みたい人は早めに担任の先生まで。



2、あしなが育英会奨学金 (無利子+給付)

応募資格 高等学校などへの進学を希望していて、次にあてはまる生徒。(成績は問いません)

保護者が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自殺などで死亡、または著しい障害(別に定める)を負ったため、経済的に進学困難な家庭のこども

締切	1次	2019年7月31日	} 校内締切はそれぞれの3週間前 とします。書類の準備が必要な ので、早めに申し出て下さい。
	2次	2019年12月15日	
	3次	2020年2月29日	

奨学金の内容

(1)国公立 月額4万5千円(うち貸与2万5千円、給付2万円)

(2)私立 月額5万円(うち貸与3万円、給付2万円)

私立高校入学一時金制度(貸与30万円)

詳しいことは 0120-77-8565(土日祝日除く)へ。

質問や申し込みは担任の先生まで申し出て下さい。

3、その他の奨学金

(1)大阪府育英会 *例年、申し込まれる方がもっとも多い奨学金です。

まだ今年度の案内は来ていませんが、例年、9月中旬から10月にかけて予約募集・申込みがあります。

内容 ①奨学金(毎月の学費の補助)

②入学時の一次資金(入学金などの補助)

*申込みの時期が来たら、生徒全員にチラシを配布しますので必ずご覧下さい。申し込む場合は、収入の証明など、いくつかの書類の準備が必要になりますので、できるだけ早く担任の先生に申し出て下さい。

*①の奨学金は高校入学後も募集がありますが、②の入学時の一時金貸付に関しては、中学三年生時しか募集がありませんので注意して下さい。

(2)貝塚市奨学金 *今後、案内をお渡しするので、よく見ておいて下さい。

その他にも各種奨学金があります(裏面参照)

☆過去に奨学金の案内が生徒から保護者まで届かず、申し込みなかった事例もありましたので、くれぐれも注意して下さい。



中学3年生及び保護者の皆さまへ

高校等進学のための奨学金等制度のご案内(概要)

- 高校等へ進学する際には、入学金や制服代等を納付する必要があります。
- 高校等への進学にあたり、次のとおり奨学金や貸付金の制度があります。
- 概要のみ記載していますので、詳細については、各機関、市町村等に直接ご確認ください。

1 大阪府育英会奨学金

名称・問い合わせ先	資 格	貸 付 額
大阪府育英会奨学金貸付 公益財団法人大阪府育英会 電話(06)6357-6272 http://www.fu-ikuei.or.jp	保護者(親権者)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 (※1)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(高校生1人・中学生1人)の4人世帯の場合の例です。(実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。)	下記[貸付限度額(年額)]の範囲内で希望する額[1万円単位](無利子) ◎申請時期 ・予約募集(奨学資金・入学時増額奨学資金とも) 中学校3年生の9月上旬～10月上旬頃で各学校が定める期間 ・在学募集(奨学資金のみ(※2)) 高校等在学中の4月中旬～5月上旬頃で各学校が定める期間 (※2)入学時増額奨学資金は、進学後に申込みできません。
記載内容は、2019年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更になる場合があります。		
【奨学資金】	[所得基準] 1 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円未満 (年収めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 418,500円以上 578,500円未満 (同800万円以上 1,000万円未満)	[貸付限度額] 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※3) + その他教育費 10万円 (授業料負担が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※3)が24万円を下回る場合は、その額。また、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※3)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
【入学時増額奨学資金】	[所得基準] 国公立・私立とも 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算 257,500円未満(同590万円未満)	[貸付限度額] 国公立：5万円以内 私立：25万円以内

■ 返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金となります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

2 その他の奨学金・貸付制度(主なもの)

名称・問い合わせ先	資 格	貸 与 額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください	
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyō.or.jp	・大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること。) ・他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 (他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくこととなります。) ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合、子自身が借主として貸付申請できることもあります。 ※20歳未満の子が申請する場合、法定代理人の署名が必要 ※返済能力を有すること	・教育支援費(月額)(無利子) 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能 ・就学支度費(無利子) 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申し込む必要があります ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要です
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金) 子を扶養する親が居住する市町の福祉事務所等(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター) http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/boshikatei/kashitsuke.html ※要件により貸付できない場合や貸付まで時間を要しますのでお早めにご相談ください。	・20歳未満の子を扶養する母子家庭の母及び、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)が扶養する子 ・父母のない20歳未満の児童 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合、子自身が借主として貸付申請できることもあります。 ※20歳未満の子が申請する場合、法定代理人の署名が必要 ※返済能力を有すること	・修学資金：無利子(月額) 府外私立高校(自宅外) 52,500円以内 ※高校無償化制度等との差額貸付のため府外私立高校に限り貸付可 ・就学支度資金：無利子(入学時のみ) ※私立・自宅通学の場合 高校・高専 410,000円以内 ◎貸付限度額は公立・私立、自宅・自宅外等の区分により異なります。 ◎大阪府育英会との併用については、貸付額に制限があります。 ◎必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ◎違約金(延滞金) 年5.0%がかかります。

裏面もご覧ください

名称・問い合わせ先	資格	貸与額
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制課程 修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 中央区大手前 3-2-12 電話(06)6941-0351 内線3432	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者(親権者等)それぞれの道府県民税・市町村民税所得割の合計額が85,500円未満の者であること。 また、平成31年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割の合計額が85,500円未満の者であること。 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること(科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。)	◎貸与額 月額9,000円に、申請年度の在学月数を乗じた額を貸与します。 ※ 奨学のための給付金を給付される者は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。 ◎返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 ◎申請時期 10月上旬～10月下旬(予定) ◎貸与決定時期 12月中旬(予定)
交通遺児育英会奨学金 (公財)交通遺児育英会 7-9-1イビル(0120)521286 https://www.kotsuiji.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生 (申込時25歳までの人) 家計基準 高校・高専 世帯収入が780万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は360万円以下の方	・奨学金(月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択 ・入学一時金(無利子、1年生時のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(0120)77-8565 http://www.ashinaga.org/	保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または著しい障害(1～5級)を負い、教育費に困っている家庭の生徒・学生	・奨学金(月額)(貸与部分は無利子) 高校・高専(1～3年生) 国公立…45,000円 (内貸与25,000円、給付20,000円) 私立…50,000円 (内貸与30,000円、給付20,000円) ・入学一時金(無利子・予約採用者に限る) 私立高校…300,000円(貸与) ◎他制度と併用できます
大阪交通災害遺族会奨学金 (公財)大阪交通災害遺族会 電話(06)6761-5296 http://www.pansy.or.jp/	・大阪府内在住で中学、高等学校、高等専門学校、大学(短大含む)、専門学校等に入学する交通遺児	・入学準備金(無利息) 公立高校・高等専門学校100,000円、私立高校・専門学校200,000円 ・奨学金(無利息) 毎月最高2万円まで
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 または(03)5321-8656 https://www.jfc.go.jp/	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者(事業所得者) 1人 790万円(590万円) 2人 890万円(680万円) 3人 990万円(770万円) 4人以上 コールセンターにお問い合わせください。 ◎子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(所得770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	生徒1人につき350万円以内 利率 年1.78%(平成31年3月現在) 返済期間 15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭や父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方については18年以内)
ヒューファイナンスおおさか高校入学準備資金融資 府内市町村の進路相談窓口 又は 府教育庁高等学校課 電話(06)6946-7599	・大阪府育英会奨学金の利用(予定)者で、奨学金が貸与される前に入学金や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要	60万円以内 利率 年1.78%(平成31年3月現在) ※ヒューファイナンスおおさか 所定金利 ◎事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受ける必要があります

その他の奨学金制度や各制度の詳細については、

大阪府教育委員会のホームページ

大阪府 奨学金について

検索

でご覧いただけます。

私立高校等の場合、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。

【お問い合わせ先】

○大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
電話(06)6946-7599(平日の午前9時～午後6時)

○各市町村の進路相談窓口

お住まいの市町村にお問い合わせください

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりとした返還計画を立ててください。